

# はじめに

県内には多くの野生の鳥獣が生息しています。その中にはケガや病気で弱ってしまうものを見かけることもあります。

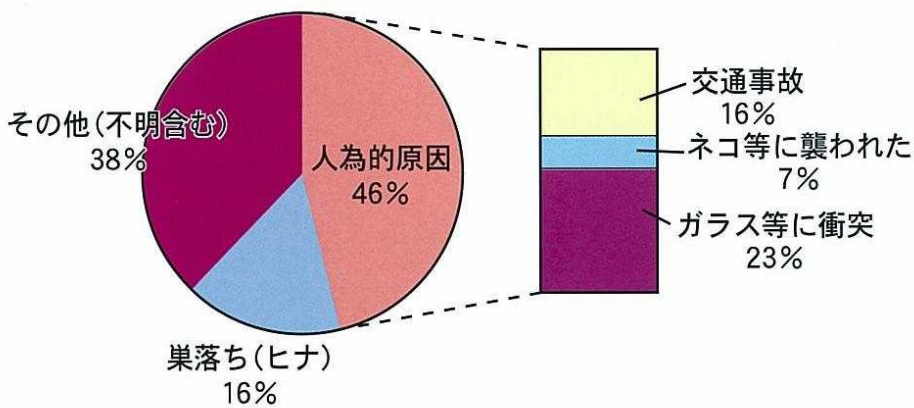
野生の世界ではよくあることで、本当ならそのままにしておくのが自然かもしれません。でもその原因が交通事故、窓ガラスなどへの衝突、ペットの猫に襲われるなど我々人間側に責任がある場合も多く、また「傷ついた野生鳥獣を助けてあげたい」との要望が多くの方から寄せられています。

そのため県では野生の鳥獣を大切にしようとする意識を高めるとともに、希少種をはじめとする野生鳥獣の保護を目的として、傷病野生鳥獣救護事業を実施しています。



リュウキュウコノハズク:交通事故による骨折で持ち込まれることが多い。

## 平成14年度 自然保護課まとめ



レントゲン写真:釣り針を飲んだシロチドリ

# 救護の対象となる傷病野生鳥獣

県内に生息する在来の鳥獣及び渡り鳥で、傷病等により自力で野生に復帰出来ない状態で発見されたものを救護の対象としています。ただし、原則として次の各号に掲げるものを除きます。

- (1)所有者のある鳥獣
- (2)のら犬、のら猫
- (3)海棲哺乳類、ネズミ(ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ、ジャコウネズミ)
- (4)外来鳥獣:ドバト、インコ類、台湾シロガシラなど\*



亜種台湾シロガシラ (P.shainanus)

\*外来鳥獣については、在来種の捕食、在来種との競合・駆逐など生物多様性への影響、農作物等への被害、人への健康被害等の問題があるため救護の対象としていません。